

埼玉県デジタル人材確保支援事業補助金 Q & A

【制度について】

Q 1 手数料が400万円の場合、半額が200万円で補助対象は150万円となる。企業は250万円の負担となる、という理解でよいですか。

A 1 そのとおりです。

Q 2 副業・兼業の紹介事業者ですが、手数料は一括ではなく、報酬とともに毎月支払っていただいています。お客様と7月～9月の期間で契約する場合、事業完了日はいつになりますか。

A 2 事業完了日はすべての手数料の納付が終わった日となりますので、9月の手数料の納付日となります。

Q 3 副業・兼業で契約期間は1年6か月を予定しています。手数料はどう計算すればいいですか。

A 3 補助金は基本的には予定年収で算出するため、最長1年分が補助対象となります。

Q 4 手数料が308万円の場合、補助金額が上限150万円ということは、補助金を超える金額(8万円)は手数料として企業から請求できなくなる(実質的に減額となる)ということでしょうか。

A 4 手数料が308万円の場合、158万円(手数料308万円－補助金150万円)を企業に請求いただくことになります。

Q 5 副業・兼業人材について、令和4年12月から令和5年5月までの6か月の契約をします。すべての期間、補助金が交付されますか。

A 5 令和5年3月31日までに手数料の納付が確認できればすべて対象となります。手数料を月払いで納付してもらっている場合は、3月31日までに納付される分が補助対象となります。

Q 6 4月1日に企業と人材紹介に係る契約を締結して4月15日に入社した人材がいます。この場合、補助対象となりますか。

A 6 契約日が4月1日以降であれば、就業後も申請は可能です。詳細については個別に御相談ください。

Q 7 補助事業の対象になる（デジタル人材の）案件かどうかは紹介会社が事前調査しなければならないのですか。

A 7 基本的には、プロ人材拠点が対象となるかを判断し、ニーズ連絡票に記載します。ニーズ連絡票に合致した人材紹介であれば人材要件が理由で不採択になることはありません。なお、疑問点等がある場合は拠点へ事前に御相談ください。

【申請手続きについて】

Q 1 申請等に係る日数を教えてください。
①補助申請から交付決定まで
②実績報告から額確定まで
③請求書提出から支払いまで

A 1 いずれも概ね2週間程度です。

Q 2 申請書等に添付する資料はPDFでいいですか。

A 2 PDFとし、埼玉県プロフェッショナル人材拠点あてに原則としてメールで申請してください。郵送または持ち込みでの受付も可能です。

Q 3 申請書に添付する企業側との契約書は、手数料が半額となっているものを作成・締結する必要がありますか。

A 3 交付申請時には、本来手数料率及び人材紹介手数料の金額が確認できれば問題ありません。必要な書類は各社の必要に応じて御検討ください。

Q 4 企業によっては「基本取引契約」を事前に締結しており、採用人材ごとに契約書を新たに作らない場合があります。この場合、「実施計画書」に記載する企業との契約日はどのように考えればいいですか。

A 4 契約書については、申請に係る人材の採用決定後に企業と交わす書類で確認ができれば代用可能です。企業との書類を取り交わした日を契約日としてください。ただし、令和4年4月1日以降であることが必要です。

Q 5 手数料を減額する旨の覚書が必要ですが、様式はありますか。

A 5 特に統一した様式はありません。各紹介会社の様式で覚書や通知書などを作成してください。

Q 6 雇用開始から1カ月経過しましたが、企業からの手数料がまだ納付されていません。令和5年3月31日までに手数料が納付されない場合はどうしたらよいですか。

A 6 実績報告書提出は事業完了（手数料納付）後60日以内又は令和5年3月末のいずれか早い日までとしていますので、期限に間に合うよう企業と調整をお願いします。

Q 7 補助申請したが補助金が支払われなかった場合、企業に差額を請求するのは心苦しい。

A 7 企業との契約の際に、「採択された場合は手数料が減額になる」または「採択されなかった場合は当初の手数を請求する」等のやり取りをすることを御検討ください。

Q 8 補助申請するに当たり、年収と手数料減額分を証明するために、労働条件通知書の提出を検討していますが、個人情報に記載されているため提出できません。

A 8 個人氏名等をマスキングしていただいた上で提出いただいても構いません。なお、申請書の添付書類は非公開であり、事務処理をするプロ人材拠点、県には守秘義務が課されています。

Q 9 当社では、人材探索を開始する当初に企業と基本条件の契約を取り交わし、個別の紹介案件ごとの契約は締結しません。企業に人材を紹介し、マッチングが成功すれば、特別な手続きを経ず、すぐに企業と人材が雇用契約を締結します。募集要領 2-④の「契約」はこの場合どの契約が該当しますか。

A 9 募集要領の 2-④の「契約」とは広義の「契約」で、人材の採用について人材紹介事業者と求人企業が合意をする手続きを指しています。

制度上、人材の採用について、人材紹介事業者と求人企業が合意する書類上の手続きがない場合は、労働条件通知や内定通知などにより人材と求人企業が合意する手続きを契約と捉えてください。

【企業等の要件】

Q 1 本社が埼玉県内の企業で、デジタル人材が県外の事業所に就業する場合は補助事業の対象になりますか。

A 1 県内に本社・本店がある場合は、就業地は県外でも補助対象となります。

Q 2 本社が埼玉県外の企業ですが 埼玉県内に事業所があります。デジタル人材を採用した際に、県外の事業所にて就業する場合も補助事業の対象になりますか。

A 2 この補助金は、県内に本社または事業所のある企業を対象として、県内産業のDX化を推進することを目的としています。よって、県内事業所に就業することが必要です。

Q 3 大企業や企業組合、個人事業者は補助事業の対象になりますか。

A 3 大企業は対象外です。企業組合や個人事業者は補助対象です。

Q 4 みなし大企業は補助事業の対象になりますか。

A 4 みなし大企業は対象外です。この補助金は中小企業の支援が目的です。中小企業である子会社や関連会社などを使って申請できるのであれば、実質的に大企業も対象となるため、みなし大企業は補助対象外としています。

なお、親企業が資本金10億円未満のいわゆる中堅企業の場合は、拠点にお問い合わせください。

【職業紹介事業者】

Q 1 県プロ人材拠点に登録していない職業紹介事業者ですが、デジタル人材を紹介すれば補助対象となりますか。

A 1 県プロ人材拠点に登録のある職業紹介事業者に限ります。

Q 2 今から県プロ人材拠点の登録事業者となることは可能ですか。

A 2 定期的に登録を受け付けていますので、プロ人材拠点に御相談ください。ただし、登録には一定の条件があり、審査の上、決定します。

【デジタル人材の要件】

Q 1 補助対象となるデジタル人材はどのような人材ですか。

A 1 デジタル人材とは、以下のような人材です。

【デジタル人材として想定している人材像】

- ・デジタル化の旗振り役、デジタル化を主導するリーダー（プロダクトマネージャー）
- ・デジタル化やデジタルビジネスの企画、立案、推進をする人材（ビジネスデザイナー）
- ・デジタル化やデジタルビジネスのシステムの設計から実装ができる人材（テックリード、エンジニアリングマネージャー、アーキテクト、システムエンジニア等）
- ・データを解析・分析できる人材（データサイエンティスト）
- ・先端的なデジタル技術を担う人材（先端技術エンジニア）
- ・操作画面を設計する人（UI／UXデザイナー）
- ・システムの実装やインフラ構築・保守等を担う人材（エンジニア、プログラマ）

★特定の資格は想定していません。

逆に、資格を有している人材であっても、中小企業等の業務領域を拡大する意図でなく、単なる欠員補充として採用する場合は、補助対象外となる可能性があります。

【デジタル人材の業務例】

- ・顧客情報を電子化・データベース化し、商品の企画や営業に活用する。
- ・新たにECサイトを開設し、販路を拡大する。
- ・ECサイトを外注する場合において、現状分析やEC事業の企画を行い、ベンダーへの依頼等を行う人材。
- ・手で行っている受注から請求までの作業について、システム化、自動化などにより業務の効率化を行う、また、その具体的企画を立案する。
- ・属人化している作業を改善するため、プロジェクトチームを作り、現状を分析し、ITツールを導入して効率化を図る。

非該当例

- ・単に会計ソフトを使って経理業務を行う
- ・販売時にキャッシュレスの支払い処理を行う。
- ・すでにプログラムされた製造機械を操作する。

【その他】

「親会社から子会社へデジタル人材が出向または転籍した場合」

→ プロ人材拠点への相談を経て、職業紹介事業者の紹介により受け入れた人材のみが対象

「情報通信業、システム技術者の不足を補うため、システムエンジニアを雇用する場合」

→ 単なる技術者の補填でなく、人材の雇用により業務領域等が広がる場合は該当。

【補助金の返還について】

Q 1 紹介したデジタル人材が3カ月以内に自己都合で退職した場合、手数料の一部を返還する契約を締結しています。手数料の返還があった場合、どのような手続きが必要ですか。

A 1 補助金の支払前と支払後で異なります。手数料の返還がある場合は速やかに県に連絡してください。手続きについて御説明いたします。

Q 2 採用から1か月以内に退職した場合、補助金を返す必要はありますか。

A 2 採用から1か月以内に退職した場合は、補助金の対象外となり、支給できません。その場合、変更申請書を提出し、申請を取り下げてください。

Q 3 当社では、紹介した人材が自己都合で3か月以内に辞めた場合、手数料の50%を返還する規定を設けています。

紹介した人材の本来の手数料が200万円で、企業からは減額した手数料100万円、県からは補助金100万円が支払われている場合、仮に人材が2か月で辞めた場合、企業と県にそれぞれいくら返還する必要がありますか。

A 3 この場合、企業には実際に支払われた手数料100万円の50%の50万円を返還し、県にも補助金額の50%の50万円を返還することになります。

Q 4 県へ補助金返還の際、振込手数料はだれが負担するのでしょうか。また、消費税はどうなりますか。

A 4 県への返還金の振込手数料は人材紹介事業者に御負担いただきます。ただし、県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関でのお手続きであれば振込手数料はかかりません。消費税は補助対象外のため、返還金に消費税は含まれません。